

●香川県告示第353号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和3年8月27日

香川県知事 浜田惠造

1 施行者の名称

小豆島町

2 都市計画事業の種類及び名称

内海都市計画下水道事業 小豆島町公共下水道

3 事業施行期間

令和3年8月27日から令和10年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

香川県小豆郡小豆島町片城字内浜、安田字新開及び字植松、馬木字宮山の各一部の区域

(2) 使用の部分

香川県小豆郡小豆島町安田字鴻ノ窪、字佃及び字縄手、馬木字内浜の全部並びに香川県小豆郡小豆島町片城字岩崎、字極楽寺、字山越、字殿山、字内浜及び字片庄、木庄字山崎、字西縄手、字川西及び字谷、安田字井手首、字下條、字幸玄田、字植松、字新開、字大川及び字仲條、馬木字丸山、字宮山、字今坂、字坂ノ山（甲）、字石井、字池ノ内及び字中越、苗羽字カチ山、字芦ノ浦、字宮山、字糸鉢、字川向、字池ノ内、字中越、字中筋及び字長頭尾の各一部の区域